

関東整備局 分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成20年度)

整理番号	分収造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) ※注1	契約面積 (ha)	選定基準 ※注2	重点化基準 ※注3	B/C ※注4	備考(重点化基準の具体的内容)
1	福島県福島市	6	㊦	①	2.45	(阿武隈川流域)
2	福島県双葉郡川内村	6	㊦	②	2.49	(木戸ダム)
3	群馬県みどり市(勢多郡東村)	7	㊦	①②	2.66	(①利根川流域 ②草木ダム)
4	群馬県多野郡神流町(多野郡万場町)	10	㊦	①	2.24	(利根川流域)
5	新潟県五泉市(中蒲原郡村松町)	18	㊦	①	1.99	(阿賀野川流域)
6	新潟県長岡市(三島郡越路町)	10	㊦	①	2.98	(信濃川流域)
7	山梨県南巨摩郡身延町	9	㊦	①②	2.87	(①富士川流域 ②南部町東部簡易水道)
8	山梨県南巨摩郡身延町	3	㊦	①②	2.87	併括管理(①富士川流域 ②南部町東部簡易水道)
9	山梨県大月市	11	㊦	①	2.15	(相模川流域)
10	山梨県南巨摩郡身延町(西八代郡下部町)	4	㊦	①②	2.29	併括管理(①富士川流域 ②下部簡易水道)
11	静岡県下田市	5	㊦	②	3.62	(落合浄水場)
12	静岡県静岡市葵区	5	㊦	①	4.15	(安倍川流域)
13	静岡県浜松市天竜区(磐田郡水窪町)	33	㊦	①	3.49	(天竜川流域)
14	静岡県浜松市天竜区(天竜市)	4	㊦	①②	3.49	併括管理(①天竜川流域 ②船明ダム)
15	静岡県浜松市天竜区(天竜市)	6	㊦	①	3.48	(天竜川流域)
16	静岡県静岡市葵区	10	㊦	①	3.27	(安倍川流域)

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域

②：ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等

注4 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、B/C \geq 1.00。

注5 「併括管理」：契約面積が5ha未満の箇所において、複数の団地を一括して管理することをいう。